

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月21日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙における期日前投票所及び開票所の人材派遣契約

2 履行（納品）場所

横浜市鶴見区役所1階区民ホール

（横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1）

鶴見中央コミュニティハウス レクリエーションホール

（横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2）

横浜市鶴見スポーツセンター体育室

（横浜市鶴見区元宮2-5-1）

3 契約日

令和6年10月2日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和6年10月27日（日）まで

5 契約金額

4,674,670円（概算契約）

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-22-3

株式会社 エスブリッジ

代表取締役 高橋 智宏

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

人材派遣によって従事者を補充する、第50回衆議院議員総選挙の期日前投票は、公示日の翌日（10月16日）から開始となります。期日前投票開始に先立ち、10月12日に派遣社員向け従事者説明会を実施するため、当該業務受託者は、それまでの間に人材を確保しなければなりません。また、人材確保においては、募集・選定機関が通常1週間以上必要とされています。

また今回の選挙は10月1日の衆議院の解散報道により急遽実施することとなったため、受託事業者による人材確保の募集選定期間を考慮すると、十分な入札・公募期間を確保することが困難な状況です。

このような日程について勘案すると、競争入札にして契約締結を行うこと困難なため、緊急の必要があるとみなして随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本業務については、期日前投票所での投票受付や投票用紙交付、案内等、失敗の許されない一連の投票事務について、適正な人材を確保できる業者であることが必要です。今回の選挙は国政選挙のため、全国の市区町村から同時期に人材派遣委託が発注され、対応可能な事業者が限られている状況です。

当該事業所は、直近の選挙である令和5年4月の統一地方選挙において鶴見区の期日前投票所及び開票所への人材派遣業務を受託し、適正に派遣業務を執行し、過去の市内同一業務においても十分な実績があるとともに、短い人材確保期間においても対応可能である事業者です。

9 所管課

鶴見区総務課